

猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について（通達）

令和6年6月18日 警察庁丁保発第81号

警察庁生活安全局保安課長から警視庁生活安全部長、各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）

警察大学校生活安全教養部長、各管区警察局広域調整担当部長あて

（概要）

猟銃等は、殺傷用具としての機能を有し、犯罪に使用されるおそれがあることから、これを防止するため、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）に基づく猟銃等の所持許可等のための調査及び審査を厳正に行うことにより不適格者の排除に努めているところである。しかし、近年、所持許可をした猟銃を悪用した凶悪事件が発生したことを踏まえ、より一層的確に調査及び審査を行うため、その実施要領を別添のとおり定めたので、各都道府県警察においては、実施要領に沿った運用がなされるよう徹底されたい。

別添省略